

提出書類一覧

登録申請（新規）	
※様式1～9及び添付書類を提出して下さい。	
・登録申請書	(様式1号第1面、第2面)
・維持管理業経歴書	(様式2号)
・直前3年の各営業収入金額	(様式3号)
・使用人数	(様式4号)
・管理技士証明書（営業所ごとに1名）	(様式5号)
・管理技士実務経歴書	(様式5号別表)
<ul style="list-style-type: none"> ・合格書の写し (技術士は、2次試験で技術部門を上下水道部門（選択科目は下水道） 又は衛生工学部門（選択科目は水質管理又は廃棄物・資源循環） ・卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し (14年以上の管理業務の実務経験がある場合は不要) ・住民票の写し※原本（通勤が可能か確認用） ・健康保険証の写し又は標準報酬月額決定通知書の写し (社員であるか確認用) <p>(技術士法、地方公共団体退職者、公益社団法人日本下水道協会が平成9年3月31日以前に実施した下水道処理施設管理技士資格者認定講習を修了した者にかかる申請の場合は「管理技士実務経歴書（様式5号別表）」及び「卒業証明書又は卒業証書の写し」は不要)</p>	(添付書類)
・会社及び役員の誓約書	(様式6号)
・登録申請者（法人の役員）の略歴書	(様式7号)
・5/100以上の株主又は出資者	(様式8号)
・営業の沿革	(様式9号)
<ul style="list-style-type: none"> ・直前1年の貸借対照表、損益計算書、 利益処分に関する書類（株主資本等変動計算書） ・商業登記簿謄本（履歴事項証明書）※原本（役員、資本金額等を照合） 	(添付書類)

登録更新（5年ごと）	
※登録更新は、登録の有効期間（5年）満了の30日前までに提出して下さい。	
・登録申請書	(様式1号第1面、第2面)
・管理技士証明書（営業所ごとに1名）	(様式5号)
・管理技士実務経歴書	(様式5号別表)
添付書類は登録申請（新規）と同じ	(添付書類)
・会社及び役員の誓約書	(様式6号)
・登録申請者（法人の役員）の略歴書	(様式7号)
・5/100以上の株主又は出資者	(様式8号)
・営業の沿革	(様式9号)
・商業登記簿謄本（履歴事項証明書）※原本（役員、資本金額等を照合）	(添付書類)

現況報告（年1回）	
※毎営業年度経過後4ヶ月以内に提出して下さい。	
※報告者名は代表取締役の氏名を記載して下さい。※変更届けの未提出はないか確認して下さい。	
・現況報告書	(様式10号)
・直前1年の貸借対照表、損益計算書、 利益処分に関する書類（株主資本等変動計算書）	(添付書類)

(注)

* 健康保険証の写しの保険者番号、被保険者等記号・番号はマスキングしてください。

* 提出様式1、様式5、様式5別表、様式6、様式7、様式10、様式11の申請者等の押印は不要です。

* 地方公共団体退職者にかかる申請には都道府県知事、市町村長の発行する証明書類が必要です。

* 技術士の資格で令和元年改正前の選択科目は別途お問い合わせください。

* 営業所とは本店又は常時管理業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所

変 更 等 届 出

※下記事項の変更届出（廃業等含む）は、変更後30日以内に提出して下さい（管理技士を置けず登録要件を欠く場合は、2週間以内に提出）

※任意の様式について、不明な点等がありましたらお問い合わせください。

[変更事項] 下水道処理施設管理技士	
下水道処理施設管理技士の変更	
・変更届出書	(様式11号)
・管理技士証明書（営業所ごとに1名）	(様式5号)
・管理技士実務経歴書	(様式5号別表)
添付書類は登録申請（新規）と同じ	(添付書類)
管理技士を置けず登録要件を欠く場合（登録消除あり）	
・登録規程 第8条第3項による届出 (代表者から九州地方整備局長あて)	(任意の様式: 様式案あり)

[変更事項] 営業所の新設（追加登録）	
※営業所の新設は管理技士の就任を伴います。	
・変更届出書	(様式11号)
・管理技士証明書（営業所ごとに1名）	(様式5号)
・管理技士実務経歴書	(様式5号別表)
添付書類は登録申請（新規）と同じ	(添付書類)
・商業登記簿謄本（履歴事項証明書）※原本	(添付書類)

[変更事項] 役 員	
役員の就任（前任者なし）、役員名の変更（前後任者の関係）、役職の変更	
・変更届出書	(様式11号)
・会社及び役員の誓約書	(様式6号)
・登録申請者（法人の役員）の略歴書	(様式7号)
・商業登記簿謄本（履歴事項証明書）※原本（役員の照合）	(添付書類)
役員の退任（後任者なし）	
・変更届出書	(様式11号)
・商業登記簿謄本（履歴事項証明書）※原本（役員を照合）	(添付書類)

[変更事項] 商号又は名称、営業所の名称及び所在地、資本金額	
※営業所の閉鎖の場合は、登録管理技士の退任届出含む	
・変更届出書	(様式11号)
・商業登記簿謄本（履歴事項証明書）※原本	(添付書類)

[廃業等の届出]	
下水道処理施設維持管理業の廃止等のとき（登録消除あり）	
・登録規程 第9条による届出 (代表者から九州地方整備局長あて)	(任意の様式: 様式案あり)